



No.47
1995

事務連絡

平成7年8月28日

日本呼吸用保護具工業会
技術委員長 重松開三郎 殿

労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課
環境改善室長

防じんマスク及び防毒マスクの型式の取り扱いについて

防じんマスク及び防毒マスクの型式検定は、製品の性能が一定の基準に適合していることを国が確認する制度であることから、検定の基準となる構造規格については性能面を中心とした必要最低限の規定がなされており、製品の各部品について、その材質等の多様性については規定されていません。

そこで、今般、防じんマスク及び防毒マスクの各部の材質や形状等の多様性について、当面の間、下記のように運用することとしました。つきましては、貴工業会の関係会員に対して周知のほどをお願いします。

記

1 面体

(1) 形状について

- ① 面体の形状は、吸気弁、排気弁等の位置が同一であり、顔面に密着する部分に大、中、小の違いがあるものについて、新規検定の際、同時に申請された場合については一型式とします。ただし、使い捨て式防じんマスクは除きます。
- ② 申請受付の際には、全ての形状について、現品を環境改善室担当者が確認し、一型式として取り扱うべきものであると判定した場合、申請を受理します。
- ③ 産業医学総合研究所での試験は、面体の形状の最も大きいものを対象として行い、提出する現品（部品）の数は、現行の機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出することとし、他の形状についても各最低1個は現品を提出することとします。（産業医学総合研究所の試験担当者により、他の形状の現品が必要なしとされた場合はこの限りではありません。）
- ④ 更新検定の際に、面体の顔面に密着する部分の大きさに違いがあるものを追加する場合は、全ての形状について、現品を環境改善室担当者が確認して一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

- ⑤ 申請書添付書類に記載する試験結果は、どの形状のもので試験した結果であることを明記してください。各寸法、死積については、全ての形状について記載してください。
- ⑥ 取扱説明書には、同一型式に面体の形状の違い（サイズ違い）があるものがあることを記し、ユーザーが製品を選択する際に参考となるようにしてください。

（２）材質、色について

- ① 面体の材質は一型式に１種のみとします。ただし、接顔部が別部品となっているものについては、接顔部以外の部品については複数の材質での申請を認めます。この場合、申請時にそれぞれの材質で実際に整形した部品を添付し、環境改善室担当者が確認して、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。また、産業医学総合研究所での試験は、原則として申請者の希望する材質のものを対象として行い、提出する現品（部品）の数は、現行の機械等検定規則第６条別表第１に規定の数を提出することとし、他の材質のものについても各最低１個は産業医学総合研究所に現品を提出することとします。
- ② 面体の色は材質に添加する顔料等が材質の物性に影響を与えないものであれば、申請書添付書類に記載したものを随時変更することができるものとします。
- ③ 同形状であっても、植毛した面体は別型式として取り扱います。

２ しめひも及びしめひもの取付部

（１）形状について

- ① しめひもの取付部の形状については、１種類のみとします。
- ② しめひもの形状については、取付部と接する部分については１種類としますが、頭当部分及びとめ具等について交換できるものがあれば、新規検定の際、同時に申請された場合について、それぞれについて申請書添付書類に強度試験等の結果等を記載してあれば環境改善室担当者が確認して１型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

この場合、産業医学総合研究所での試験は、部品点数の最も多い形状のものを対象として行い、提出する現品（部品）の数は、現行の機械等検定規則別表第１（第６条関係）に規定の数を提出することとします。他の形状についても各最低１個は産業医学総合研究所に現品を提出することとします。

- ③ 更新検定の際に、しめひもに違いがあるものを追加する場合は、全ての形状について、現品と申請書添付書類の内容を環境改善室担当者が確認して、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

（２）材質、色について

- ① しめひもの材質については、布、ゴム、ネット等伸縮するものについては１型式１種類とします。
- ② しめひもの取付部の材質は、それぞれについて実際に整形した部品での強度試験結果（試験方法は防じんマスクの規格、防毒マスクの規格に基づいたもので、どの個所を固定したかを具体的に記す）が添付されている場合は、環境改善室担当者が確認して、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

この場合、産業医学総合研究所での試験は、原則として申請者の希望する材質のものを対象として行い、提出する現品（部品）の数は、現行の機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出することとし、他の材質のものについても各最低1個は産業医学総合研究所に現品を提出することとします。

- ③ 頭当部分及び止め具等については、それぞれについて実際に整形した部品での強度試験結果が添付されている場合は、環境改善室担当者が確認して、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

この場合、産業医学総合研究所での試験は、原則として申請者の希望する材質のものを対象として行い、提出する現品（部品）の数は、現行の機械等検定規則第6条別表第1に規定の数を提出することとし、他の材質のものについても各最低1個は現品を提出することとします。

- ④ しめひもに付随する小部品（止め金、エンドチップ、長さ調整具等）について、構造規格規定のしめひもの強度に関係しないものは、申請書添付書類に材質を記載しなくても随時変更できるものとします。
- ⑤ しめひも及びしめひもの取付部の色は、申請書添付書類に記載しなくても随時変更できるものとします。

3 弁座及び弁座覆

（1）形状について

- ① 弁座及び弁座覆の形状は、1種類のみとします。

（2）材質、色について

- ① 弁座及び弁座覆の材質は、それぞれについて実際に整形した部品での強度及び動的漏れ率、機密性の試験結果が添付されている場合は、環境改善室担当者が確認して、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

この場合、産業医学総合研究所での試験は、原則として申請者の希望する材質のものを対象として行い、提出する現品（部品）の数は、現行の機械等検定規則第6条別表第1に規定の数を提出することとし、他の材質のものについても各最低1個は現品を提出する（返却希望の場合は後日返却する）こととします。

- ② 弁座及び弁座覆の色は、申請書添付書類に記載しなくても随時変更できるものとします。

4 ろ過材及び吸収缶

（1）形状について

- ① ろ過材及び吸収缶の形状は一型式について1種類のみとします。

（2）材質、色について

- ① ろ過材及び吸収缶の材質は一型式について1種類のみとします。ただし、カートリッジ形式のろ過材及び吸収缶のカートリッジ部分の材質については、変更しても性能に影響しない場合であれば新規検定申請の際のものを随時変更できるものとします。ただし、更新検定の際には変更した時期、変更の理由等を申請書添付書類に記載して

下さい。

- ② ろ過材及び吸収缶の色は一型式について1種類のみとします。ただし、カートリッジ形式のろ過材及び吸収缶のカートリッジ部分の色については、地色をそのまま表示に使用している場合を除き新規検定申請の際のものを随時変更できるものとします。

5 その他の部品（上記1、2、3、4以外の部品）

（1）形状について

- ① その他の部品の形状は、一型式について1種類のみとします。ただし、部品の表面の文字や商標のモールドなど、強度に影響しない部分については随時変更できるものとします。
- ② その他の部品で、一部形状が異なっても他の型式検定合格品との互換性がある部品（吸収缶等のカートリッジを固定するための部品など）については、新規検定申請及び更新検定申請の際に検定申請書類にその旨の説明と図を添付することで一型式として取り扱います。
- ③ 伝声器、フィットチェッカー、笛、拡声器のコネクターについては、防じんマスクの規格及び防毒マスクの規格に規定される性能と強度に影響しない場合は新規検定申請の際のものを随時変更できるものとします。ただし、更新検定の際には変更した時期、変更の理由等を申請書添付書類に記載して下さい。

（2）材質、色について

- ① その他の部品の材質及び色は、性能、強度に影響がない限り、新規検定申請の際のものを随時変更できるものとします。